

一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領

第1 目的

この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)が、農福連携推進活動事業実施要領(平成29年3月23日付け農経第1584号岐阜県農政部長通知)及び農福連携推進強化事業実施要領(令和5年3月16日付け農経第1540号岐阜県農政部長通知)に基づき実施する助成事業に関する取り扱いについて定める。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 農福連携 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第46条に規定する障害者等の農業に関する活動に係る取組をいう。
- 2 農業経営体 農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第2項第3号を除く同項各号のいずれかに該当する事業を県内で行う者をいう。
- 3 就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条に規定する指定を受けた就労移行支援、就労継続支援(A型及びB型)又は生活介護を提供する県内の事業所をいう。
- 4 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者をいう。
- 5 ノウフクJAS認証 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条に規定する格付の表示をするために、あらかじめ登録認証機関から受ける認証のうち、農福連携商品の規格に係るものをいう。
- 6 福祉法人 就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所を有する法人をいう。
- 7 ノウフクサポーター 県が定める「ぎふノウフクサポーター登録要領」(令和5年4月28日制定)第6により、「ぎふノウフクサポーター」として登録された企業、団体又は個人事業主をいう。
- 8 ノウフクの日 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」において、「農福連携等の更なる展開や普及に取り組む」として定めた日(11月29日)をいう。
- 9 農福連携商品 障がい者が生産行程に携わって生産された農産物及びその加工品をいう。

第3 事業の実施

1 事業の内容

本要領に基づく助成は、別表に掲げる各事業について、助成対象者欄に該当する者が行う事業の経費のうち、事業内容欄に記載されたものを対象とし、助成額欄に定める範囲で助成を行うものとする。

2 助成期間

助成期間は、4の(1)から(5)までに定める助成区分ごとの助成要件をすべて満たした日を始期とし、始期の属する年度の末日までとする。

3 助成回数制限

別表の事業区分欄に掲げる第1項から第3項までの各事業について、同一人が受けることができる助成は、それぞれの項につき1回限りとする。

4 助成要件

(1) 障がい者受入体験への助成

- ア 就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所と農作業受委託契約を締結又は障がい者個人と雇用契約を締結するものであること
- イ 過去に就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所と受委託契約若しくは障がい者個人と雇用関係がなく、申請日の属する年度において初めて契約を締結するものであること
- ウ 就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所による農作業日数又は障がい者の勤務日

- 数が5日以上となること
- エ 農作業受委託又は雇用は、農畜産物の生産（自らが生産した農畜産物の加工を含む）に関する業務に従事するものであること
- オ 障がい者個人との契約においては、申請者の代表者の親族（3親等以内）以外の者を含むこと
- カ 休日を除き連続する契約期間のうち、最初の連続する期間を助成の対象とし、助成日数は30日以内とすること
- (2) ノウフク J A S 認証取得への助成
 - 申請日の属する年度に、ノウフク J A S 認証を取得するものであること
- (3) 農業参入への助成
 - ア 業として農業を行うことについて、法人としての意思決定があること
 - イ 申請者が使用若しくは収益することができる農地若しくは農地以外の土地を有していること、又は当該土地において農業用施設を整備する権利を有していること
 - ウ 助成対象として整備するものが、新たに整備する農業用施設、農業用機械若しくは資材であること
 - エ 市町村農業担当課、地域の J A、県地域農林事務所又は農業ジョブコーチ（岐阜県農業ジョブコーチの設置及び派遣要領（令和2年4月1日制定公社要領）に規定する「農業ジョブコーチ」をいう。以下同じ。）又は農福連携技術支援者（所定の研修を受けて農林水産省が農福連携技術支援者として認定した者をいう。以下同じ。）の指導を受けて営農計画書を作成し、参入の翌年度に年50万円以上の収入規模（粗収入）を目指す事業であること
 - オ 申請者の代表者の親族（3親等以内）以外に、農業に従事する予定の利用者がいること
 - カ 農業経験者、農業研修経験者などの農業経営の知識を有する職員がいること
 - キ 農業ジョブコーチ又は農福連携技術支援者の派遣を要請し、技術指導を受け入れること
 - ク 5の（1）により提出する取組計画書中の利用計画（以下、「利用計画」という。）に照らし、整備する農業用施設、農業用機械若しくは資材の規模及び性能が過大でないこと
 - ケ 自力若しくは他の助成によって整備中又は整備が完了したものでないこと
- (4) 経営改善につながる環境整備への助成
 - ア 作業に従事する障がい者を新たに増やすものであること
 - イ アにおいて、農業経営体が新たに障がい者を雇用する場合は、書面により雇用契約を締結し、労働者災害補償保険及び雇用保険に加入するとともに、雇用する障がい者に申請者の代表者の親族（3親等以内）以外の者が含まれているものであること
 - ウ 障がい者の雇用に関して過去に法令違反がないこと
 - エ 利用計画又は既存施設等に照らし、整備する農業用施設、農業用機械若しくは資材の規模及び性能が過大でないこと
 - オ 自力若しくは他の助成によって整備中又は整備が完了したものでないこと
- (5) 農福連携 PR イベント等への助成
 - ア ノウフクの日を P R を通じて農福連携の取組の認知拡大を目的として開催されるイベントであること
 - イ 農福連携商品の認知拡大を目的として行われる新商品の開発であること
 - ウ ノウフクサポーターがア又はイに掲げる事業を実施する場合は、県内の農福連携に取り組む福祉法人与連携して実施するものであること
 - エ 新商品の開発の内容が申請者の既存の商品にかかる栽培方法、生産方法、販売方法、PR方法、陳列方法、用途、効用、味覚、食感、色、匂い、形、デザイン、パッケージの変更若しくは追加又は当該商品にかかる作業従事者の変更若しくは追加に留まるものでないこと
 - オ 開発した新商品について、公社が別に指定する期日、方法により公表するものであること
- 5 申請者の手続等
 - (1) 取組計画書の提出

申請者は、下記の事業区分に応じた取組計画書を作成の上、公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。ただし、第3の4の（1）の助成（障がい者受入体験への助成）に係る取組計画書については、農作業受委託又は雇用契約の締結後、速やかに提出するものとする。

- ア 第3の4の（1）の助成 別紙様式第1号（障がい者受入体験への助成）
- イ 第3の4の（2）の助成 別紙様式第2号（ノウフクJAS認証取得への助成）
- ウ 第3の4の（3）の助成 別紙様式第3号（農業参入への助成）
- エ 第3の4の（4）の助成 別紙様式第4号（経営改善につながる環境整備への助成）
- オ 第3の4の（5）の助成 別紙様式第5号（農福連携PRイベント等への助成）

(2) 事業の着手

事業の着手は原則として、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づくものとする。ただし、地域の実情や事業の効果的な実施を図るうえで緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、別紙様式第6号による交付決定前着手届を理事長へ提出しなければならない。

(3) 農福連携PRイベント等に係る助成金の概算払請求

申請者は、6の(3)に基づいて、概算払による助成金の交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（別紙様式第7号）を提出するものとする。

(4) 事業の変更

申請者は、別表に掲げる各事業に応じ、「軽微な変更の範囲」欄に定める軽微な変更以外の変更が生じた場合は、速やかに農福連携推進助成事業取組計画変更(中断・中止)届(別紙様式第8号。以下「変更・中断・中止届」という。)を理事長に提出しなければならない。

(5) 事業の中断・中止

- ア 申請者は、事業の中断又は中止が必要となった場合は、速やかに変更・中断・中止届を理事長に提出しなければならない。
- イ アの中断届を提出した者が本事業を再開する場合は、農福連携推進助成事業取組計画再開届(別紙様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(6) 事業実績の報告

申請者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに(1)の手続きに準じて実績報告書を作成のうえ、証拠書類を添えて理事長に提出し、速やかに公社の審査を受けなければならない。

また、第3の4の(1)の助成については、別紙様式第10号を併せて提出しなければならない。

(7) 助成金の交付請求

公社より額の確定の通知を受けた申請者は、速やかに、農福連携推進助成事業助成金交付請求書(別紙様式第11号。以下「交付請求書」という。)により額の確定した助成金の交付請求をするものとする。

(8) 消費税・地方消費税の取り扱い

申請者は、取組計画書及び実績報告書の提出に当たり、当該助成金に係る助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税について、仕入控除税額相当分（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき控除可能な金額に助成金額の割合を乗じて得た金額）を減額しなければならない。ただし、取組計画書の提出時において、仕入控除税額相当分が明らかでない場合は、この限りでない。

(9) 助成金の返還

申請者は、虚偽の申請、届出若しくは報告を行った場合は、理事長が定める期限までに助成金の全額を返還しなければならない。

(10) 事業効果等の調査協力

申請者は、公社又は県が実施する調査等に協力しなければならない。

6 公社の手続等

(1) 事業の承認、交付決定

理事長は、申請者から取組計画書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で助成を行うこととし、別紙様式第12号により交付決定を申請者に通知するものとする。

(2) 事業の変更承認

理事長は、申請者から事業内容の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて処理するものとする。

(3) 農福連携PRイベント等に係る助成金の概算払

理事長は、第3の4の(5)の助成について、事業の円滑な遂行に必要と認める範囲で助成金を概算払により交付することができる。

(4) 助成金の交付

理事長は、5の(6)の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第13号による額の確定通知を行うものとする。

申請者から5の(7)の助成金の交付請求があった場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(5) 事業の中断、中止等の取扱い

理事長は、次に掲げる事由に該当する場合は、速やかに状況を把握するとともに、必要に応じて申請者に対し指導、助言又は調整を行うものとする。

ア 5の(5)の事業の中断又は中止の報告を受けた場合

イ 申請者に事業継続の意思がないと認められる場合

ウ その他理事長が事業の中断又は中止がやむを得ないと認めた場合

(6) 交付決定の取消

理事長は、次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定を取り消さなければならない。

ア 4の(1)から同(5)までの要件を満たさなくなったことが確認された場合

イ 事業を中断・中止した場合

ウ 助成金の対象となった事業と同一の事業に対して、国、県若しくは他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

第4 公社職員の派遣

理事長は、申請者が交付決定を受けた助成事業を実施するにあたり、随時、公社職員を派遣し、相談、助言の業務に従事させるものとする。

第5 助成により整備された施設設備の利用状況確認

(1) 第3の4の(3)及び同(4)の助成を受けた者は、当該助成により整備した施設、機械・器具等の備品があるときは、当該施設又は備品に事業名(令和○年度岐阜県農福連携推進助成事業)を表示し、提出した取組計画書の第2の(2)「利用計画」欄に記載した内容(以下「利用計画」という。)に沿って利用しなければならない。また、利用計画に定めた期間後も、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間、本事業の目的に沿って誠実かつ有効に運用しなければならない。

(2) 申請者は、理事長が必要とする場合、農福連携推進助成事業にかかる助成事業遂行状況の報告書(別紙様式第14号)を作成して、理事長に提出するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則（平成 29 年 4 月 1 日付け農畜第 23 号）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附則
- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和元年 12 月 4 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 7 年 8 月 1 2 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

別表

事業区分	助成対象者	事業内容	助成額	軽微な変更の範囲
1 障がい者受入体験への助成	農業経営体	障がい者の雇用体験として、農業経営体が就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所に支払う作業料金又は障がい者個人に支払う賃金に対し助成するものとする。	・定額(支払相当額を助成。ただし、上限を100千円とする。)	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額の増額又は3分の1を超える減額となる変更 ・対象となる就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所及び障がい者個人の変更
2 ノウフク J A S 認証取得への助成	・農業経営体 ・業として農業を行う福祉法人	・ノウフク J A S の新規認証取得手数料(検査員の現地検査交通費を含む)に係る経費に対し助成するものとする。 ・助成対象となる認証取得手数料は、申請書受理手数料、書類審査料、現地検査料、検査員旅費、判定料及び事務手数料とする。 ・ノウフク J A S 生産行程管理者講習会受講費、認証書及びノウフク J A S マークシール等交付手数料並びに年次監査手数料(日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第46条第1項第1号ニに規定する登録認証機関が定期的実施する調査に係るもの)は助成対象外とする。	事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額の増額又は3分の1を超える減額となる変更
3 農業参入への助成	福祉法人	・農業参入のために必要な施設の整備、農業用機械若しくは資材の購入及び農業用機械等の賃貸(当該年度内に限る)に係る経費に対して助成するものとする。 ・施設の整備に係る設計及び監理費については、同一年度内に施設整備が完了する場合に限り助成対象とし、用地の購入若しくは賃貸に係る経費、既存施設の解体撤去費及びパソコン、軽トラックその他の汎用性の高い備品に係る経費は助成対象外とする。	定額(ただし助成対象者ごとに助成額2000千円を上限とする。)	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額の増額又は3分の1を超える減額となる変更
4 経営改善につながる環境整備への助成	・農業経営体 ・業として農業を行う福祉法人	・障がい者の雇用促進や雇用規模拡大等の経営改善に必要な機械・施設等の整備に係る経費に助成するものとする。 ・経営改善等に必要な機械・施設等の整備とは、障がい者が安全・安心に働くために必要な休憩所若しくはトイレの整備、障がい者が苦手とする作業を補うための機械若しくは機器の購入及び障がい者の就労機会の拡大につながる加工施設若しくは販売施設の整備若しくは加工機械の導入をいい、障がい者の雇用促進や雇用規模拡大のために整備するものとする。 ・施設の整備に係る設計及び監理費については、同一年度内に施設整備が完了する場合に限り助成対象とし、用地の購入若しくは賃貸に係る経費、既存施設の解体撤去費及びパソコン、軽トラックその他の汎用性の高い備品に係る経費は助成対象外とする。	事業に要する経費の1/2以内(ただし助成対象者ごとに助成額1000千円を上限とする。)	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額の増額又は3分の1を超える減額となる変更

<p>5 農福連携PRイベント等への助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携に取り組む農業経営体 ・農福連携に取り組む福祉法人 ・ノウフクサポーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催経費又は新商品（新たな食品提供メニューを創作して当該メニューに基づく食品提供を開始することを含む。）の開発経費に対して助成するものとする。 ・イベント開催に係る資材の購入若しくは借上げ費用、会場使用料若しくは借上げ費用、光熱水費、旅費、講師等謝金、業務委託費及び警備、イベント運営その他の用務に携わるスタッフの新規雇入れに係る賃金に対して助成するものとする。 ・新商品開発に係る消耗品の購入、機器の借上げ、研究若しくは研修経費（職員等の人件費並びに申請者が自ら生産し、製造し、加工し、又は提供する物品若しくは役務に係る経費その他領収書により支出の事実及び額を確認することができない経費を除く。）、会議費、旅費、講師等謝金、業務委託費及び商品PR経費に対して助成するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額(事業に要する経費を助成。ただし、助成対象者ごとに上限を200千円とする。) 	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の額の増額又は3分の1を超える減額となる変更 ・事業内容の追加、又は削除
--------------------------	---	--	---	---

別紙様式第1号（障がい者受入体験への助成）

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画（実績）書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

第1 事業の取組方針
1 経営の現状と課題

--

2 取組目標

--

※経営上の課題を踏まえ、助成事業を活用して何をを目指すのか記入すること

第2 事業取組計画（実績）

障がい者が作業に従事する品目	
作業委託契約を締結する障害福祉サービス事業所の名称又は雇用契約を締結する障がい者の氏名 ※申請者が障害福祉サービス事業として農業に参入する法人の場合は記入不要	

1 障がい者の受入体験

(1) 取組内容

受入期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
うち助成期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
障がい者が従事する作業	

(2) 作業計画(実績)

日数	作業日	作業内容	作業量又は作業時間	作業料金 又は賃金の額(円)
1	月 日()			
2	月 日()			
3	月 日()			
4	月 日()			
5	月 日()			
合計				

第3 経費の配分

(税込み*1、単位：円)

総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考 申請中の国、県及び他団体の補助金等 がある場合は以下に記入する。
	公社助成金(A)	自己負担(B)	その他(C)*2	

*1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額がある場合は当該金額を控除すること

*2 国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は申請できません。

第4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

別紙様式第2号（ノウフクJAS認証取得への助成）

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画（実績）書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

第1 事業の取組方針
1 経営の現状と課題

--

2 取組目標

--

※経営上の課題を踏まえ、助成事業を活用して何をを目指すのか記入すること

第2 事業取組計画（実績）

(1)取組内容

認証区分 (該当数字を○囲み)	ノウフク食品の品名	障がい者が携わる 生産行程	申請時期
1 ノウフク生鮮食品			
2 ノウフク加工食品			

(2)ノウフクJASマーク利用計画

ノウフク食品の名称	生産量	出荷先	出荷期間 月～月

第3 経費の配分

(税込み*1、単位：円)

総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考 申請中の国、県及び他団体の補助金等 がある場合は以下に記入する。
	公社助成金(A)	自己負担(B)	その他(C)*2	

*1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額がある場合は当該金額を控除すること

*2 国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は申請できません。

第4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第5 添付資料

- ・登録認証機関が発行する見積書等費用の額が明記されているものの写し

- ・申請者が法人の場合は、法人としてのノウフク J A S 認証取得の意思決定がわかるもの(理事会議事録等)
- ・実績書の場合は、ノウフク J A S 認証書の写し、認証手数料領収書(振込済通知書等)
- ・別紙様式第 2 号附属資料(ノウフク J A S 認証)

別紙様式第2号附属資料(ノウフクJAS認証)

1 申請団体等の概要

(経営概況)
[耕作面積・施設面積] _____ (ha a m ²)
[生産品目]
[年間販売額] _____ (千円)
[主な出荷(販売)先]

2 農福連携の取り組みの概要

[障がい者が作業に従事する品目]
[従事する作業行程]
[従事する障がい者数] _____ 人
[作業委託契約を締結する障害福祉サービス事業所又は雇用契約を締結する障がい者の人数] (申請者が障害福祉サービス事業所の場合は記入不要)
[契約の始期]
[工賃・賃金] _____ 円/月・日・時・その他(_____)

3 その他

日程	項目	備考
月	ノウフクJAS生産行程管理者講習会	参加(人)・不参加

別紙様式第3号（農業参入への助成）

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画（実績）書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

第1 事業の取組方針
1 経営の現状と課題

--

2 取組目標

--

※経営上の課題を踏まえ、助成事業を活用して何をを目指すのか記入すること

第2 事業取組計画（実績）

(1)取組内容

名称	具体的な用途、事業内容、目的、作業環境の現況と改善効果等	単価	数量	事業費(円・税込)
			合計	

※見積書等事業費の根拠となる資料を添付する

※事業費は税込とし、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額する

(2)利用計画

名称	導入時期	対象障がい者数 (うち3親等以内)	利用期間 (減価償却期間)

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間

経過年数	対象障がい者数	利用期間	備考
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目以降			

第3 経費の配分

(税込み*1、単位：円)

総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考 申請中の国、県及び他団体の補助金等 がある場合は以下に記入する。
	公社助成金(A)	自己負担(B)	その他(C)*2	

*1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額がある場合は当該金額を控除すること

*2 国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は申請できません。

第4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第5 添付資料

- ・別紙様式第3号附属資料(農業参入)
- ・営農計画書
- ・仕様書及び見積書
(取組実績書の場合、取組計画書と変更ない場合は添付を省略できる。)
- ・契約書（雇用契約、請負契約、工事契約等）
- ・納品書、請求書、領収書など、事業費の支払内容が分かる書類（取組実績書の場合）

別紙様式第3号附属資料(農業参入)

1 申請団体等の概要

事業種別		内容等		
	農業経営体	経営耕地面積	(単位:)	
		主要作物の作付面積	品目	面積
				(単位:)
				(単位:)
		直近の年間総販売額	円	
障害福祉サービス事業所 農業に従事する利用者の利用サービス(該当項目に○)	農業参入する障害福祉サービスについて			
	開設年月日			
	利用者数	人(うち県内在住 人)		
	農業経験者のある職員等	身分	人数	中心人材の職歴・研修歴
			人	
		人		

*身分:社員・職員、パート、アルバイト等の種別を記入する

2 農福連携の取り組みの概要

(1)障がい者が生産に従事する品目

--

(2)障がい者が従事する生産行程・人数

生産行程の内容	従事障がい者数	うち3親等内	備考
	人	人	

(3)農業参入計画

○経営耕地(・施設)面積

計画年	地目(施設名)	面積	うち権利取得済
当初		(単位:)	
		(単位:)	
参入5年度末		(単位:)	
		(単位:)	

○栽培品目、売上

年次	主要栽培品目	栽培方法	販売先	販売総額
1年目				円
2年目				円
3年目				円
4年目				円
5年目				円

○農業参入計画の作成指導を受けている機関・部署

--

3 施設・機器等の管理

整備する資産の償却期間

名称	法定減価償却期間
	年
	年
	年

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間
この間、資産を助成目的に沿って有効に利用する義務があります。

別紙様式第4号（経営改善につながる環境整備への助成）

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画（実績）書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

第1 事業の取組方針
1 経営の現状と課題

--

2 取組目標

--

※経営上の課題を踏まえ、助成事業を活用して何をを目指すのか記入すること

第2 事業取組計画（実績）

(1)取組内容

名称	具体的な用途、事業内容、目的、作業環境の現況と改善効果等	単価	数量	事業費(円・税込)
			合計	

※見積書等事業費の根拠となる資料を添付する
※事業費は税込とし、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額する

(2)利用計画

名称	導入時期	対象障がい者数 (うち3親等以内)	利用期間 (減価償却期間)

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間

経過年数	対象障がい者数	利用期間	備考
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目以降			

(3)新たに作業に従事する障がい者数： _____人

第3 経費の配分

(税込み*1、単位：円)

総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
	公社助成金(A)	自己負担(B)	その他(C)*2	
				申請中の国、県及び他団体の補助金等がある場合は以下に記入する。

*1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額がある場合は当該金額を控除すること

*2 国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は申請できません。

第4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第5 添付資料

- ・別紙様式第4号附属資料(経営改善につながる環境整備)
- ・仕様書及び見積書
(取組実績書の場合、取組計画書と変更ない場合は添付を省略できる。)
- ・契約書(雇用契約、請負契約、工事契約等)
- ・納品書、請求書、領収書など、事業費の支払内容が分かる書類(取組実績書の場合)

別紙様式第4号附属資料(経営改善につながる環境整備)

1 申請団体等の概要

事業種別		内容等			
農業経営体 障害者雇用に関する法令違反の有無(○を記入) (無・有)	経営耕地面積	(単位:)			
	主要作物の作付面積	品目	面積		
			(単位:)		
			(単位:)		
	直近の年間総販売額	円			
障害福祉サービス事業所 農業に従事する利用者の利用サービス(該当項目に○)	農業参入する障害福祉サービスについて				
	開設年月日				
	利用者数	人(うち県内在住 人)			
	就業移行支援 就業継続支援A型 就業継続支援B型 生活介護	農業経験者のある職員等	身分	人数	中心人材の職歴・研修歴
				人	
			人		
			人		

*身分:社員・職員、パート、アルバイト等の種別を記入する

2 農福連携の取り組みの概要

(1)障がい者が生産に従事する品目

--

(2)障がい者が従事する生産行程・人数

生産行程の内容	従事障がい者数	うち3親等内	備考
	人	人	

(3)障がい者の受け入れ経緯(経営改善につながる環境整備の場合)

区分		人数等			
当てはまる区分に「✓」を記入 <input type="checkbox"/> ハローワークの斡旋による雇用 <input type="checkbox"/> ぎふ農福連携推進センターによる作業 (受)委託のマッチング <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)	雇用	身分*	人数(うち3親等以内)	雇用期間	
			()人		
			()人		
		作業受委託	委託先事業所名	人数	契約期間
			人		
			人		

*身分:社員・職員、パート、アルバイト等の種別を記入する

3 施設・機器等の管理

整備する資産の償却期間

名称	法定減価償却期間
	年
	年
	年

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間

この間、資産を助成目的に沿って有効に利用する義務があります。

別紙様式第5号（農福連携PRイベント等への助成）

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画（実績）書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

第1 事業の目的

第2 事業取組計画（実績）

(1) イベント（新商品）の名称

(2) イベント（新商品開発）の計画（実施）内容

(3) 事業支出計画（実績）

名称	利用目的	数量	金額（ ）※	摘要

※ 消費税及び地方消費税を含む金額であるときは、括弧内に「税込」と記載し、含まない金額であるときは「税抜き」と記載すること

(4) イベント開催期間（新商品開発期間）

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(5) 新商品の公表日時・方法

ア 公表日 令和 年 月 日

イ 公表方法

第3 経費の配分

(税込み*1、単位：円)

総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考 申請中の国、県及び他団体の補助金等 がある場合は以下に記入する。
	公社助成金(A)	自己負担(B)	その他(C)*2	

*1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額がある場合は当該金額を控除すること

*2 国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は申請できません。

第4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

(添付書類)

- ・別紙様式第5号附属資料(新商品の開発の場合)
- ・納品書、請求書、領収書など、事業費の支払内容が分かる書類（取組実績書の場合）

別紙様式第5号附属資料（新商品の開発）

1 開発する新商品が目指す新規性（※）

2 開発する新商品の原材料となる農福連携商品

ア 原材料となる農福連携商品の生産者

イ 新商品の原材料に占める農福連携商品の割合（価格比又は重量比で記載）の見込み

3 開発する新商品のPR方法、販売方法

※申請者が既に生産又は販売している商品を有しているときは、新商品の開発の内容が申請者の既存の商品にかかる栽培方法、生産方法、販売方法、PR方法、陳列方法、用途、効用、味覚、食感、色、匂い、形、デザイン、パッケージの変更若しくは追加又は当該商品にかかる作業従事者の変更若しくは追加に留まるものでないことが明確に分かるよう記載すること

別紙様式第6号

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 理事長 様

(住所)

(法人名・代表者名)

令和 年度の農福連携推進助成事業助成金の交付決定前着手届

農福連携推進助成事業取組計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、助成金交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、助成金申請者が負担するものとする。
- 2 助成金交付決定を受けた助成金額が取組計画の交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から助成金交付決定を受ける期間内において、計画変更は行わないこと。

別紙様式第7号

第 号
年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 理事長 様

住所
団体名
代表者 氏 名

令和 年度 農福連携推進助成事業助成金概算払請求書

農福連携 PR イベント等への助成に係る標記助成金について、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領第3の6の(3)の規定により、概算払によって交付を受けたいので、下記のとおり交付を申請します。

記

- 1 助成申請額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 助成金の振込口座

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所		出張所						
	金融機関コード										
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号						
	郵便局	記号			(当座)番号						
口座名義人	(ふりがな) 氏名										

*振込口座のわかる通帳の写しを添付すること

別紙様式第8号

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画変更（中断・中止）届

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度農福連携推進助成事業の取組みを変更（中断・中止）しますので、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業 取扱要領第3の5の（4）・（5）アの規定に基づき届出ます。

変更・（中断・中止）日	令和 年 月 日
変更・（中断・中止）理由	
再開の見込み	

※該当する項目以外を「=」で消すこと

別紙様式第9号

令和 年度農福連携推進助成事業取組計画再開届

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所

団体名

代表者氏名

農福連携推進助成事業の取組みを再開しますので、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領第3の5の(5)イの規定に基づき届出ます。

中断した期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再開日	令和 年 月 日

障がい者受け入れ体験助成 受け入れ結果

申請者名 _____

作業委託事業所等名 _____

(1) 作業内容

(2) 作業期間

(3) 作業状況

(4) 作業の評価及び感想

様

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長

令和 年度農福連携推進助成事業助成金の交付決定について

令和 年 月 日付けで提出された、令和 年度農福連携推進助成事業取組計画書を承認し、下記のとおり標記助成金を交付することとしましたので、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領（以下「要領」という。）第3の6の(1)の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業区分	
総事業費	円
公社助成金	円

* 取り組みを変更（中断・中止）、再開する場合、取り組みを完了した場合は、速やかに届出を行うこと。

- 1 助成事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、取組計画書に記載の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 2 申請者は、次の法令及び要綱に従わなければならない。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
 - (3) 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け農政第 294 号農政部長通知）
- 3 助成事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては公社の承認を受けること。
- 4 申請者は、助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、仕入れに係る消費税等相当額を含めて申請した場合には、次の条件に従わなければならない。

- (1) 申請者は、実績報告(要領の第3の5の(6)の規定による報告をいう。以下同じ。)を行うに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 申請者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに公社に報告するとともに、公社の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、助成事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- ただし、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号))を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 6 公社は、申請者が交付の条件に違反した場合には、助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- 7 申請者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 8 申請者は、前記7の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、処分制限期間においては、公社の承認を受けずに助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付又は担保に供してはならない。
- 9 公社は、申請者に承認に係る財産の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を公社に返還させることができる。

様

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長

令和 年度農福連携推進助成事業助成金の額の確定について

令和 年 月 日付けで提出された、令和 年度農福連携推進助成事業取組実績報告書に基づき、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領第 3 の 6 の (4) の規定により、下記のとおり標記助成金の額を確定したので通知します。

記

事業区分	
交付決定額	円
確定額	円

別紙様式第 14 号

令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 理事長 様

(住所)

(法人名・代表者名)

令和 年度農福連携推進助成事業にかかる事業遂行状況の報告書

令和 年 月 日付け農畜第 号で額の確定が通知された標記の助成金の遂行状況について、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領第5の(2)の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

整備した施設又は機械・器具	
減価償却期間	
整備目的	
遂行状況* (令和 年 月 日現在)	

*一時的に整備目的にそぐわない状況になっている場合は、改善の見通しを記載すること